

令和 8 年 7 月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 2 4 日（金）
2. 開催場所 勝山市役所 3 階 第 1 会議室
3. 出席委員 農業委員 1 1 名 / 農地利用最適化推進委員 7 名

<農業委員>

会長	松村 勘兵衛	7 番	多田 充江
会長職務代理	廣瀬 介治	8 番	柴田 喜代美
3 番	斎藤 勝	9 番	田中 政男
4 番	滝本 和子		
5 番	島田 幸治	1 1 番	吉田 武博
6 番	山口 清	1 2 番	竹内 富美子

<農地利用最適化推進委員>

1 番	横山 定守	6 番	山本 清隆
欠員		7 番	松田 数実
3 番	田中 昭司	8 番	林 博史
5 番	川原 龍夫	1 0 番	斉藤 清美

4. 欠席委員 農業委員 1 0 番 長谷川 敬祐
農地利用最適化推進委員 4 番 山内 文寛 9 番 長谷川 晶俊

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	結果
議案第 1 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可決
議案第 1 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請意見について	可決
議案第 1 3 号	農用地利用集積等促進計画（案）について（農地中間管理事業）	可決
議案第 1 4 号	現況証明願いについて	可決
議案第 1 5 号	農地法第 5 2 条第 1 項の規定による農地の賃借料情報の提供について	可決

- （報告事項）
- ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - ・農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

農業委員会事務局 係長 山本 典子 主査 笠松 磨紀子

6. 議事

事務局	ただいまから、令和8年7月定例農業委員会を開催いたします。また、長谷川敬祐委員、山内文寛推進委員、長谷川晶俊推進委員の欠席の旨、お伺いしております。 それでは、松村会長より開会のご挨拶を申し上げます。
松村会長	(あいさつ) 本日の定例農業委員会、慎重審議の上よろしくご協力いただきたいと思います。
事務局	ありがとうございます。では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長	それでは本日の会議に入ります。事務局より7月分の経過報告をお願いしたいと思います。
事務局	(報告)
議長	報告は以上ですがご意見、ご質問はございませんか。
吉田委員	7月15日と17日と2回現場確認を行っているようですが。特別な要件があったのですか。
事務局	7月の現況証明願で蓬生地区の内容があるのですが、17字80番につきまして、当初は3条で申請をされました。それにつきまして、役員会が16日にございまして、その役員会で審議した結果、この案件は現況証明の案件ではないだろうかということになりまして、再度、事務局で精査をしまして、その後、会長、職務代理、地区の現地確認をされた委員と再度、現場を見にいきまして、3条ではなくて現況証明での案件だという確認をさせていただきました。
吉田委員	了解しました。
議長	他に。ないようですので、本日の議事録署名委員を、11番 吉田 武博委員、12番 竹内 富美子 委員にお願いしたいと思います。それでは、議事に入ります。 日程第1 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)

議長	この件につきまして、現地を確認していただいておりますので、斎藤委員より報告をお願いします。
斎藤委員	15日に現地を確認してまいりました。草が生えている状態でした。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。何かご意見、ご質問はありませんか。
吉田委員	登記簿が宅地になっていますが、畑をやっているのですか。登記簿が宅地になっているが構わないのですか。
議長	現況主義なので現況が畑なので畑です。
事務局	当初登記は宅地になっていたかと思いますが、時を経て現況は畑を耕せる状態になっています。この方はこれから耕されて畑にするということです。今後、登記も現況と同じ畑に変えるということでした。
田中委員	登記が宅地になっているということは以前に農地転用で建物を建てて、それを壊して自分の家の畑にしたので申請する必要はないのではないですか。
議長	現況主義ですから。
事務局	農地法の考え方としまして現況主義というのがありまして、現況が農地であると、登記簿が何であっても農地法に関する申請が必要となります。
柴田委員	これが宅地なのか畑なのかということを判断するのは誰ですか。
議長	現場を見ます。
柴田委員	委員が見られて、宅地だとか農地だとか判断されるのですか。
議長	はい。そうです。
柴田委員	本人はそうではないという話にはならないのですか。
事務局	県の定めた要領にどういった状態を農地というのかというのがありまして、それに基づいて判断しています。それに基づきますと農地という判断で妥当であると考えております。
議長	現状主義ですから

柴田委員	明らかならいいですが、曖昧な場合はないのですか。行政側と所有者側で意見の相違はないのでしょうか。税も変わって来ると思うので。
事務局	現状主義ということでももちろん資産税系のほうも所有者のかたとも話をして固定資産税があがるという話もします。今回の場合は買われる方が、畑をしますという意欲のある方で3条申請となりました。
柴田委員	一般論の話をしてしまって話がとんでしまいましたがこの場合の話をすればよろしいですね。
議長	ご質問はございませんか。それでは、採決したいと思います。議案第11号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
事務局	異議なし。
議長	異議はないようですので、議案第11号は、原案どおり、承認することに決しました。 つづきまして、日程第2 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)
議長	このことについて、現地を確認していただいておりますので、多田委員より報告をお願いします。
多田委員	7月15日に確認してまいりました。
議長	ありがとうございます。審議に入ります。ご質問はございますか。 ないようですので、採決したいと思います。議案第12号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし。
議長	異議がないようですので議案第12号は、原案どおり、承認することに決しました。 つづきまして、日程第3 議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)

議長	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これより採決いたします。 議案第１３号 原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長	それでは、議案第１３号は原案どおり承認することに決しました。 つづきまして、日程第４ 議案第１４号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	(説明)
議長	ありがとうございました。この件につきまして、現地を確認していただいておりますので、①について、多田委員より報告をお願いいたします。
多田委員	コンクリートが敷かれていることを確認しました。
議長	②③について斎藤委員より報告をお願いします。
斎藤委員	②の蓬生についてはコンクリート敷きと砂利がありまして、山林部分は草なども生えている状態でしたので非農地という判定をしました。 ③の昭和町については写真にありますように、下が砂利の状態になっていましてこちらも非農地であると確認しました。
議長	ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ございますか。
田中委員	蓬生の３２字４６番ですが登記が畑になっているが河川敷の中にあります。河川敷の中には農地はできないのではないですか。
議長	これはずっと昔は畑だったが、川の形が変わってしまったと思われます。農地ではないという証明はできます。
田中委員	固定資産税も農地でもらっているわけですね。
議長	農地の固定資産税ではないと思います。
田中委員	勝山橋の千代田でもこんな問題があった。畑だったが九頭竜川が氾濫してしまったが登記はそのまま聞いたことがある。これもそれと関連するとい

	えるということですね。
議長	そうだと思います。
事務局	実際、現況は河川敷になっているので非課税だと考えられます。
田中委員	農地パトロールをして非農地にしないといけないですね。地目修正しないといけないですね。県にも買い取ってほしいですね。
事務局	はい。所有者の方が県に寄付をするという事例はあります。
議長	ほかにご質問はございませんか。ないようですので、採決いたします。議案第14号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長	それでは、議案第14号は、原案どおり承認することに決定いたしました。つづきまして、日程第5 議案第15号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長	説明はお聞きのとおりです。それは審議に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。 ないようですので、これより採決します。 議案第15号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
全員	異議なし
議長	異議がないようですので、議案第15号は、原案どおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。 ないようですので、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告願います。

事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問ございませんか。 ないようですので、つづきまして、その他(1)活動記録簿について事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長	このことについてご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、その他(2)全国農業新聞普及推進の表彰について事務局より報告願います。
事務局	(報告)
議長	このことについてご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、その他(3)「第28回全国農業担い手サミット in にいがた」の開催について事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長	このことについてご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、次回の定例農業委員会について説明願います。
事務局	(説明)
議長	以上で、本定例農業委員会の審議事項及び報告事項は全て終了いたしました。ご協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお戻しいたします。
事務局	松村会長、ありがとうございました。以上で4月定例農業委員会の全体会議が終了いたしました。廣瀬職務代理より閉会のことばを申し上げます。
職務代理	閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松 根 勘 兵 衛

1 1 番 吉 田 武 博

1 2 番 竹 内 富 美 子